

議案第21号

石垣市証人等の費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

石垣市証人等の費用弁償に関する条例（昭和47年石垣市条例第81号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第29条第4項」を「第35条第4項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和6年2月26日提出

石垣市長 中山 義 隆

理 由

引用条項の整理に伴い、条例の一部を改正する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

石垣市証人等の費用弁償に関する条例(昭和47年石垣市条例第81号)の新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第207条、公職選挙法(昭和25年法律第100号)第212条第3項及び農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)第29条第4項の規定に基づき、市議会、市選挙管理委員会及び公聴会等に出頭又は参加した者(以下「証人等」という。)の費用弁償に関して必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第207条、公職選挙法(昭和25年法律第100号)第212条第3項及び農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)第35条第4項の規定に基づき、市議会、市選挙管理委員会及び公聴会等に出頭又は参加した者(以下「証人等」という。)の費用弁償に関して必要な事項を定めるものとする。</p>